



新津商工会議所

No.301-1 2011年7月27日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121  
FAX:25-2332

URL:http://www.niitsu.or.jp・Email:n-cci@fsinet.or.jp

ホクギンセミナー

## 「中堅・中小企業のためのM & A活用法」

～企業の成長・発展戦略と事業承継対策～

M & A (企業譲渡・譲受)の戦略的活用により「後継者問題」や「先行き不安」を解決!

M & Aの具体的なステップ及び注意点は?

最新の事例を交えて、M & Aを活用した企業の成長戦略と事業承継対策をご説明します

<講師>日本M & Aセンター 執行役員金融法人部長 鈴木 安夫 氏

|       |   |
|-------|---|
| 日 時   | 8月25日(木)  |
| 会 場   | 朱鷺メッセ 11階 会議室                                       |
| 時 間   | 受付開始 13:00~<br>講 演 13:30~15:40<br>個別相談会 15:40~16:10 |
| 定 員   | 30名(先着順)  |
| 個別相談会 | 講演後、各会場で個別相談会を実施します。<br>(組数限定で事前申込順)                |
| 参加費   | 無 料   |
| 申込締切り | 8月18日(木)  |

【お問い合わせ先】 北越銀行 金融サービス部 担当:河内、本間  
TEL:0258-39-8259

最寄の北越銀行本支店でもお申し込みいただけます。

## 新津商工会議所 工業部会企画!

新潟国際ビジネスメッセ(10/27~28)共同出展者を募集!

新潟国際ビジネスメッセは、地域や企業規模を問わない、ビジネスチャンス拡大のための商談型産業見本市です。

この度、当所工業部会では若干の出展小間を確保いたしました。下記の通り共同出展者を募集しますので、この機会をぜひご活用下さい。

1. 開催日:平成23年10月27日(木)~28日(金)の2日間
2. 会 場:新潟市産業振興センター
3. 出展料:一部を負担して頂きます。(1社あたり2~3万円)
4. 締め切り:8月5日(金)まで
5. 申込み先:新津商工会議所(担当:遠山)まで

## にいつ食の陣2011【秋】参加店募集!



にいつ食の陣2011【秋】開催決定!

月間座:10月1日(土)~10月30日(日)参加店舗

当日座:10月23日(日)出店形式(新津あおぞら市場会場)

参加費:5千円(当日座は別途)

申込み締め切り 8月10日(水)まで

これまで食の陣へ参加していただいた方には、募集案内を郵送させていただきました。飲食店等の会員様はぜひお申込み下さい。

<問い合わせ先:にいつ食の陣実行委員会(新津商工会議所内)>

## 定期健康診断のご案内

新津商工会議所では、会員の皆様並びにご家族・従業員・勤労者福祉共済会員の方を対象に定期健康診断を実施いたします。働く人の健康は企業の財産です。この機会に是非受診いただき、皆様の健康管理にお役立てください。

日 時:9/1(木)2(金)6(火)7(水)

8:30~15:00(11:30~13:00は除く)

会 場:新津地域交流センター

会員の皆様には詳しいご案内を7月上旬に郵送致しました。

申し込み・問い合わせは新津商工会議所へ(TEL:22-0121 牛田・鷲尾)



お誘い合わせの上、お早めに申込み下さい。

## 第5回会員親睦ゴルフコンペ

開催日:9月22日(木)

会 場:新津カントリークラブ

定 員:80名(20組)

参加費:3,000円/人(プレー費・食事代は別にかかります。)

参加資格:会員又は会員の紹介者

表彰式:プレー終了後クラブハウスにて行います。

申込方法:氏名、事業所名、TEL、生年月日等をお知らせ下さい。

(当所ホームページから申込書をダウンロードできます。)

申込締切:定員になり次第



## ~新潟鉄道博 2011 in 朱鷺メッセのご案内~

期 間:8月15日(月)~8月28日(日)

会 場:朱鷺メッセ 新潟市中央区万代島6-1

TEL:025-378-9266(新潟日報社)

入場料:前売り券 大人...1,000円 子ども...500円

親子...1,500円(大人1、子供1)

当日券 大人...1,200円 子ども...600円

【新潟鉄道博連携事業】

にいつ鉄道商店街 8/15(月)~28(日)

貴重な鉄道資料が各店舗で観覧可能。鉄道施設等をめぐるスタンプラリー開催。参加店舗はC57ばんえつ物語号ヘッドマークが目印です。

お問い合わせ先 新潟観光協会 TEL:24-3777





新津商工会議所

No.301-2 2011年7月27日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121  
FAX:25-2332

URL:http://www.niitsu.or.jp・Email:n-cci@fsinet.or.jp

## 日本政策金融公庫国民生活事業の融資概要

| 融資名     | 融資額             | 用途         | 期間            | 利率      |
|---------|-----------------|------------|---------------|---------|
| セーフティ貸付 | 4,800万円         | 運 転<br>設 備 | 8年以内<br>15年以内 | 1.75% ~ |
| 教育資金貸付  | 1学生あたり<br>300万円 | 教 育<br>資 金 | 15年以内         | 2.85%   |
| 経営改善貸付  | 1,500万円         | 運 転<br>設 備 | 7年以内<br>10年以内 | 1.95%   |

日本政策金融公庫国民生活事業の申込は当所か公庫新潟支店(新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)

## 資金繰り円滑化相談会

事業の円滑な資金調達にお困りの中小企業の皆様を支援するため、下記により新津商工会議所を会場に定例相談会を開催いたしますのでお知らせいたします。

新潟県信用保証協会定例相談会(毎月第1火曜日10:00~)

8月2日(火)・9月6日(火)

日本政策金融公庫定例相談会(毎月第2火曜日10:00~)

8月9日(火)・9月13日(火)

相談会のご利用については、ご予約をお願いします。(TEL:22-0121)

## 所得税法等の一部が改正

個人事業者に関する主な改正内容は下記の通りです。

### 【所得税】

その年において公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、その年分の所得税について確定申告書を提出することを要さないこととする。

公的年金等に係る源泉徴収税額の計算について、控除対象とされる人的控除の範囲に寡婦(寡夫)控除を追加する(平成25年1月1日以後の公的年金等について適用)。

申告義務のある者の還付申告書については、その年の翌年1月1日から提出できることとする。

電子証明書等特別控除について税額控除額を平成23年分は4,000円、平成24年分は3,000円に引き下げたうえ、その適用期限を平成24年まで延長する。

### 【消費税】

個人事業者のその年の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合において、当該個人事業者のうち、その年の前年1月1日から6月30日までの課税売上高が1,000万円を超えるときは、当該個人事業者のその年について事業者免税点制度を適用しない(平成25年分から適用)。

## 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

卒業後も就職活動を継続中の新規学卒者の方(高校・大学等を卒業後3年以内の方)を正規雇用へ向けて育成するため、まずは有期雇用(原則3カ月)で雇用し、その後正規雇用に移行させる事業主の方に奨励金を支給します!

当奨励金は、平成23年度までの時限措置です。

### 支給対象事業主

・既卒者トライアル雇用求人ハローワークに提出し、紹介により、原則3カ月間の有期雇用として雇い入れ、その後正規雇用で雇い入れた事業主。

### 奨励金の対象者の条件

以下のいずれにも該当し、正規雇用の実現のためには既卒者トライアル雇用を経ることが必要であると公共職業安定所長が認める者。

・平成21年3月以降の新規学卒者で就職先が未決定の者で、ハローワークに求職登録を行っている者(平成23年度の新規学卒者については、卒業日の翌日以降に本制度を利用できます)。

・卒業後安定した職業に就いた経験がない者(1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない者)。

・雇入れ開始日現在の満年齢が40歳未満の者。

### 奨励金支給額

・有期雇用期間(原則3カ月)…対象者1人につき月額10万円(最大30万円)

・有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ…対象者1人につき50万円(正規雇用から3カ月定着した場合に支給)

有期雇用終了後、対象者が正規雇用へ移行しなかった場合でも、原則として有期雇用期間は奨励金の支給対象となります。

詳しいお問い合わせ先は ハローワーク新津(TEL:0250-22-2233)

## 中小企業支援ネットワーク強化事業

中小企業が抱える経営課題が高度化する中で、個々の中小企業支援機関の日常的な相談のみでは十分な対応が困難なことから、幅広い支援機関からなるネットワークを関東経済産業局を中心に構築。支援機関の連携の強化、支援能力の向上を図ることにより、中小企業が抱える経営課題への支援体制を強化します。

具体的には、関東経済産業局が、中小企業支援の専門知識や豊富な実績を有する「中小企業支援ネットワークアドバイザー」を選定。

中小企業支援ネットワークアドバイザーが、中小企業支援ネットワークを構成する支援機関を巡回し、支援機関の相談対応の一環として、高度専門的な相談に直接対応。必要な場合はさらに専門家の派遣により、中小企業が抱える高度・専門的な課題の解決を図ります。

中小企業支援ネットワークアドバイザーが支援機関の相談員とともに相談対応を行うことで、これら相談員の支援能力の向上を図るとともに、集積された相談事例の知見・ノウハウ等を中小企業支援ネットワーク内で広く共有し、支援機関全体の支援能力向上を図ります。

